

鳥取県の純米酒で乾杯！キャンペーン2025実施業務仕様書

1 業務の名称

鳥取県の純米酒で乾杯！キャンペーン2025実施業務（以下「業務」という）

2 業務の目的

鳥取県産純米酒の普及及び販路開拓を図るため、はがきでの応募によるプレゼントキャンペーン（以下「キャンペーン」という。）を実施する。

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月19日まで

4 キャンペーンの概要

(1) 期間

令和7年10月15日から令和8年2月14日まで

(2) 内容

対象商品の購入により交付される応募はがきでの応募により抽選で当選された方に、賞品（鳥取県産の民芸品又は食品）をお送りする。

ア 対象商品：鳥取県内で製造された純米酒

イ はがき配布場所：県内各小売酒販組合加入酒販店及び県内日本酒製造事業者の直営酒販店

ウ 応募方法：販売場所を対象商品1,500円以上（税込）の購入1回につき1枚交付される応募はがきにより募者が必要事項を記入の上、切手を貼って郵送（応募はがき1枚で1口とし、何口でも応募可能）

エ 応募宛先：受注者が設置する「プレゼントキャンペーン係」

オ 応募締切：令和8年2月14日必着（当日消印有効）

カ 当選者数：計200名

5 業務内容

(1) キャンペーン

ア キャンペーンPR資材の制作・送付

はがき応募キャンペーンの応募はがき、PRポスター・チラシの版下作成と印刷を行う。

※記載内容は、鳥取県日本酒の特色、魅力が伝わるものとし、別途、発注者より指示する。

※デザインも鳥取県の日本酒の特色や魅力が伝わり、県産純米酒の購入・応募意欲を喚起するものとする。

※作成物は鳥取・倉吉・米子の各小売酒販組合へ及び鳥取県内観光関係団体等に発注者が指定する数量を送付すること。また、版下データは次の表の提出先へDVD等で提出すること。

【PR資材等の規格・数量・送付（提出）先】

（単位：枚）

規格	数量	送付・提出先	
		各小売酒販組合	鳥取県庁販路拡大・輸出促進課
はがき（150mm×100mm/両面/カラー）	30,000	30,000	0
ポスター（A2判/片面/カラー/コート紙 斤量110g（四六判換算））	300	250	50
チラシ（A5判 両面 カラー パンチ穴加工左上1箇所）	3,000	3,000	0
チラシ（A4判/両面/カラー） ※上記A5版と同内容・デザイン	3,000	0	3,000
作成物のデータ（PDF、AI）	一式	鳥取県庁販路拡大・輸出促進課	

【送付先の内訳】

(ア) 各小売酒販組合

- ・鳥取小売酒販組合 (〒680-0823 鳥取市幸町 150)
- ・倉吉小売酒販組合 (〒682-0816 倉吉市駄経寺町 229-5)
- ・米子小売酒販組合 (〒683-0845 米子市旗ヶ崎 2209)

(イ) 鳥取県庁販路拡大・輸出促進課

イ 事務局業務

キャンペーンの事務局として、応募はがきの受付・管理、抽選、当選者への賞品発送を行うこと。

ウ 当選者の抽選及び賞品発送

- ・受注者が抽選を行い、当選者に以下の賞品を発送する。なお、その内容及び賞品の品目決定については別途発注者と協議の上、決定すること。
- ・民芸品や食品の梱包・発送は任意の事業者へ再委託できるものとし、その場合は発送伝票の作成に協力すること。

【賞品内容】

賞品（1セットの内容と数量）	経費
A 上原浩生誕百周年記念特製酒器 <合計 1 個>	当選者 1 名 ※別途発注者が購入し、受注者に引き渡す。
B 鳥取県産おつまみ等 <合計 7 セット>	@10,000 円（送料・税込）×当選者 7 名
C キャンペーン特製酒器 <合計 12 個>	@5,000 円（送料・税込）×当選者 12 名
D 鳥取県産おつまみ等 <合計 180 セット>	@2,000 円（送料・税込）×当選者 180 名
※いずれのセットにも、発注者が提供する①「とっとりの酒パンフレット」、②「鳥取県の日本酒の特色と魅力を解説する資料」及び③「キャンペーン参加に対する礼状」を同封すること。	

※B, C, Dの商品の購入費用については委託料に含まれる。(Aの商品については発注者において購入する。)

(2) SNS等を活用した情報発信

SNS 上で、当キャンペーンに関する情報発信を行う。

※内容は、SNSでの投稿・広告や県民や来県者を対象としたパブリシティ（例えばローカルラジオなど）等による。内容・実施時期等については別途発注者と協議の上、決定すること。

(3) その他上記業務に付随する業務

ア 業務内容に対する問い合わせ対応

イ 業務完了後の、実施報告書、収支決算書の作成

6 契約に関する条件等

(1) 再委託の制限

契約金額の50パーセントを超える委託又は業務の中核となる部分の委託は特段の理由がない場合は、認めない。

なお、特段の理由がある場合は、受注者は、再委託の業務内容、再委託先の体制、責任者をあらかじめ書面により報告し、発注者の了承を得なければならない。

(2) 著作権の譲渡等

受注者は、成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（同法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

7 その他

(1) 本仕様書に明記がない事項、業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、発注者と適宜協議を行い、十分に調整して行うこと。

(2) 業務の遂行に当たっては、関係法令を遵守すること。

(3) 業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」のとおりとすること。

(別記)

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

2 前項ただし書の場合には、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 乙は、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

(安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(研修実施時における報告)

第8条の2 乙は、その従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に当該従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、甲が指定する方法で報告しなければならない。

2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先に対し、前項の研修を実施させ、同項の報告を受けなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引

き渡すものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

（定期的報告）

第 11 条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について甲が指定する方法で報告しなければならない。

- 2 第 5 条第 1 項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先から、前項の報告を受けなければならない。
- 3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。

（監査）

第 12 条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

（損害賠償）

第 13 条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和 4 年鳥取県条例第 29 号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙又は乙の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

（契約解除）

第 14 条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

（死者情報の取扱い）

第 15 条 乙が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第 2 条第 1 項第 6 号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第 2 条から前条までと同様とする。

（注 1） 甲は鳥取県、乙は受注者（受託者）をいう。